

令和 6 年矢巾町議会定例会 10 月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (10 月 7 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第 90 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 5 号) について	5
○議案第 91 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	13
○散 会	15
○署 名	17

議 案 目 次

令和 6 年矢巾町議会定例会 10 月会議

1. 議案第 90 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について
2. 議案第 91 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和6年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

令和6年10月7日（月）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第90号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 4 議案第91号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	7 番	齊 藤 勝 浩 議員
8 番	小 川 文 子 議員	9 番	木 村 豊 議員
10 番	小笠原 佳 子 議員	11 番	山 本 好 章 議員
12 番	高 橋 安 子 議員	13 番	水 本 淳 一 議員
14 番	村 松 信 一 議員	15 番	昆 秀 一 議員
16 番	赤 丸 秀 雄 議員	17 番	谷 上 知 子 議員
18 番	廣 田 清 実 議員		

欠席議員（1名）

6 番 藤 原 信 悦 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君 副 町 長 岩 淵 和 弘 君

政策推進戦略
兼末来戦
略長
吉岡律司君

企画財政課長
花立孝美君

道路住宅課長
水沼秀之君

総務課長
兼選挙管理
委員長
田村英典君

健康長寿課長
田口征寛君

上下水道課長
浅沼亨君

職務のために出席した職員

議会事務局長
吉田徹君

主事
渋田稀結君

議会事務局長
補佐
千葉欣江君

午前１０時００分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、６番、藤原信悦議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから令和６年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより10月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

12番 高 橋 安 子 議員

13番 水 本 淳 一 議員

14番 村 松 信 一 議員

の３名を指名いたします。

日程第２ 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第２、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の10月会議の会議期間は、10月４日開催の議会運営委員会で決定したとおり、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、10月会議の期間は、本日１日と決定いたしました。

日程第３ 議案第９０号 令和６年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）につ

いて

○議長（廣田清実議員） 日程第3、議案第90号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第90号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、15款県支出金の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費を新設補正し、財産管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億6,456万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第90号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。9ページをお開き願います。9ページをお願いいたします。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。

歳入。15款県支出金、3項委託金1,578万5,000円。10月27日に予定されております衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金となります。

18款繰入金、2項基金繰入金616万6,000円。財政調整基金繰入金の増616万6,000円で、これによりまして補正後の財政調整基金残高は7億5,676万4,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、歳入同様、主なものについて説明をさせていただきます。

歳出。2款総務費、1項総務管理費281万9,000円。財産管理事業の増281万9,000円は、役場庁舎周辺駐車場の除雪を委託することによる委託料となります。

同じく４項選挙費、歳入でもありました10月27日に予定されております衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る費用を計上しております。14ページに参りまして、項の合計は1,578万5,000円となります。

３款民生費、１項社会福祉費281万9,000円、保健福祉交流センター管理運営事業の増281万9,000円は、保健福祉交流センター周辺駐車場の除雪を委託することによる委託料となります。

８款土木費、４項都市計画費52万8,000円、都市計画総務事業の増52万8,000円は、駅西駐車場の除雪を委託する委託料となります。

以上で議案第90号 令和６年度矢巾町一般会計補正予算（第５号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） ３か所の除雪の委託なのですが、例えば雪が降らなかったりしたときの委託も含まれるというか、どういうふうになるのか、その内容について伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 答えいたします。

まず、庁舎管理の部分でございますが、基本的な車両を確保しているというような業者の立場もございますので、そういった部分で補償される部分もあるかと思えます。ただ、どれくらい雪が降るかという部分で積み上げがなかなか難しいものですので、まず基本的に２時間当たり、10日間くらいなのかなというような割り返しで今回予算要求させていただいておりますので、いずれ車両補償分についても含めながら委託料ということで計上させていただいているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長(田口征寛君) 保健福祉交流センター部分につきましてお答えいたしますが、総務課の庁舎のほうの除雪と同じ考えで対応することとしております。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田清実議員) 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長(水沼秀之君) 都市計画費の分についてお答えいたします。

こちらの委託料につきましては、いわゆるシーズン契約というものになってございまして、1回出ようが、10回出ようが定額、いわゆるスーパー等の駐車場と同じ契約となっております。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田清実議員) 他に質疑ありますか。

谷上知子議員。

○17番(谷上知子議員) 歳出の件で、総務費の選挙のことなのですが、細かいことになりますが、印刷製本費21万9,000円、それから使用料及び賃借料というのですか、お借りしたお金32万5,000円、これの内容についてお聞きしたいと思います。

○議長(廣田清実議員) 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長(田村英典君) お答えいたします。

まず、印刷製本費につきましては、開票作業に必要な有効投票決定表、投票効力決定表、箋です。それから、無効投票決定箋などの開票に必要な印刷製本費となります。

それから、使用料及び賃借料でございます。32万5,000円。投票所の借上料、第1投票所、それから第5投票所、それから個人演説会をされる場合のホール等の借上料ということになります。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田清実議員) 他に質疑ありますか。

村松信一議員。

○14番(村松信一議員) 除雪について伺いたいと思います。先ほど庁舎付近の部分の除雪、ちょっと説明いただきましたけれども、答弁いただきましたけれども、2時間で10日間ぐらいを予定している。いわゆる年間10回、ワンシーズン10回くらい雪が降るだろうと。それは、それくらいでいいと思いますけれども、大体この庁舎、1社2時間でできると考えているのですか。

例えば1社で2台くらいあった場合は、この倍ぐらいの予算が必要だと思うのですが、2

時間でどれくらいを見込んでいるのですか。この庁舎といっても広いですが、その辺の、まず除雪の対象とする庁舎の部分での予算計上した内容、内容というか、その面積をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

町民センター内ということでございます。まず、場所でございますが、体育館の北側2,000平米、それから庁舎北側2,000平米、駐車場でございます。それから、防災倉庫の前1,200平米、それからこの南側でございますが、4,500平米、駐車場でございます。それから、一部道路が含まれて、トータル1万3,700平米ということでございますので、恐らく1事業者さんをお願いした際に、どれくらいの車両を持っているか、それから人員を割けるかにもよりますが、どの程度、どれくらいというのは雪の量にもよるのかなということで、あくまで2時間というのは目安でございます。

それから、10日というのも雪の降り方の状況によって、これは増減するという状況でございますので、ここはお願いする業者様と相談しながら組み立てていかなければならないのかなというふうに考えてございますので、今どれくらいの車両で、どれくらいの人数、どれくらいの業者というのは、ちょっとまだ想定されておりませんが、まず基本的にはこの金額の中で間に合えばいいかなというような気持ちも込めまして予算要求させていただいているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 分かりました。ただ、私はここを業者、例えば1台でこれは計算しているのでしょうか。恐らく1台で2時間で10回で、このぐらいの大体の除雪費用だと思うのですが、大体1社、1社というよりも、1台で2時間ではできないと思うのです。大体2台で2時間、大体朝2時間ぐらいで除雪しなければならないと思います。3時、4時、5時ぐらいまで、あるいは4時から6時ぐらいまでです。だから、2台ぐらいでやる。1台で2時間でできないです、これは。絶対無理です、私の経験から。だから、この予算上は、かなり安く見積もっていると思いますので、2時間でやれといえ、こちらのほうの前のほうの部分ぐらいしかできないと思います。再検討をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

ありがとうございます。機械は大型のドーザーが1台、それからミニが1台か2台というふうには想定はしておりますが、確かに時間的な部分、それから雪の降り方、面積を考えますと、どの程度やれるのかなと、ちょっと不安なところも確かにございますが、そこにつきましては、やはり先ほどの繰り返しになりますけれども、雪の降り方、回数なども様子を見ながら、それから実際に受けていただける事業所の方とお話をしながら、しっかり対応させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからも補足させていただきますが、直営車、大型除雪車、町にもあるわけですので、それこそ大雪で対応できないことも想定される。そのときは、道路住宅課と総務課、またはいわゆる健康長寿課とか、それぞれ協議しながら大型除雪車で除雪するという事も想定しながら考えていきますので、いずれそういうことを踏まえながら、みんなで一緒になって除雪体制を構築して取り組んでいくということで、その場所、場所だけでやるのではなく、直営車、大型の除雪車もありますので、そういうことに機動的に対応することも考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ちょっと2点質問します。

まず、今話があったので除雪の関係、これは確認です。先ほど総務課長のお話の中で、これは2時間、10日程度の見積額で算定ということの補正予算という考えで、庁舎の周りとかさわやかハウスの周りを同じ金額という形の部分でいいのか。

それから、あと西口の駐車場の部分については52万8,000円という形で、これは極端な話、幾ら降っても、回数が多くても、これで対応すると。逆に、これ以上は経費が出ないという考えでいいのか、その確認をちょっとさせてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 前段の部分でお答えいたします。

庁舎の部分と、それからさわやかハウスの部分、それぞれの金額ということでございます。それぞれきめ細かく対応したいということで、役場、それからさわやかハウスの部分につい

ては別々に予算化させていただいているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

先ほどお話がありましたとおり、こちらにつきましては定額での契約となっておりますので、これ以上の金額は発生しないものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 分かりました。

それから、選挙の件でお伺いします。27日の選挙、投票日、想定されていますが、臨時の期日前投票場所、例えばやはば一くとか、駅のスペース、駅というか、駅舎の中のところの利用とか、その辺は考えているのか、確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

期日前投票につきましては、参議院につきましては、10月11日から26日まで役場、当初町民ホール、1階でやる予定だったのですが、衆参のダブルということで、投票箱、それから人員が、町民ホールに配置がちょっと難しいということでしたので、申し訳ありませんが、4階のほうに戻させていただいて4階でやらせていただきます。

それから、参議院につきましては、期日前投票、駅前の1階のインフォメーションセンターのほうで、23日から25日実施させていただくということで、昨今の期日前投票、かなりの皆様が利用させていただいておりますので、しっかり対応させていただきたいというふうに考えてございますし、それから衆議院、国民審査につきましては、公示が15日ですので、16日から期日前という対応ということ、ちょっと時間差が出ますけれども、しっかり対応させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 施設に入所とか、あるいは病院等に入院していらっしゃる方の、今コロナもまたちょっとはやってきているようなのですけれども、対応はどうなっているのか

お伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

医療施設等に入院あるいは施設入所されている方につきましては、不在者投票という形で投票をしっかりと対応させていただくということで、漏れのないようにさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 除雪の件で、委託先がこれまでと変更あるのかどうかと、あとどんなのか教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

昨年度までは、役場の除雪につきましては職員が行っておりました。これは、道路住宅課がリースをしていたミニローダー等を空いている時間に利用させていただいていたという状況でございますが、今回リース契約をしないということで、委託ということですので、使える車両が一部しかないという部分でございますので、今回業者に委託をお願いするという状況でございます。ちょっと今受託していただける業者さんを探しておりまして、交渉中という状況ですので、まだ特定の業者のお名前は控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 保健福祉交流センター部分についてですけれども、ただいま総務課長が申し上げたとおりでございます。除雪業者の契約につきましては、庁舎のほうと保健福祉交流センター、隣同士ですので、総務課のほうと一緒に調整しながら協議を進めたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 都市計画費分でございますが、同様に、こちらも同じでございますので、今後入札、見積り合わせ等を経て、業者が決定するものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね、この件は。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第90号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第91号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）

について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、議案第91号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第91号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の第1款水道事業費用の営業費用を442万8,000円増額補正して、総額を7億6,315万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 議案第91号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いますので、6ページをお開き願います。令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第2号）を款、項及び詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1款水道事業費用、補正予定額は442万8,000円。1項営業費用同額です。内訳は、総係費における委託料であります。内容といたしましては、料金システム改修業務委託料の増であります。

なお、詳細につきましては、上下水道料金の支払いにおいてクレジットカードの決済、これを取り扱う会社のほうから、団体としてセキュリティー強化の必要性が提案されております。これの主な内容、どのような内容かという、数か月前にある企業のほうで外部からデータにアクセスされてロックをかけられて、身代金というか、お金を要求されたというような、サイバー攻撃を受けているような事例があります。このような事例に対してのセキュリティー強化、または攻撃から防御や検出等の機能を令和6年度中に行いたいと、これに要する費用につきましては9月議会のほうでお願いをしておりました。

今回補正をお願いする内容につきましては、このセキュリティー強化をされたデータを既存のデータシステム、オリジナルのデータシステムに取り込む際に、通信環境部分のみの改修だけでは対応できません。現料金システムに対応していないクレジット収納機能の高度化、データのフォーマットや送受信処理機能の高度化をするものに係る費用であります。それに係る費用として442万8,000円をお願いしたいと考えております。

以上で議案第91号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第91号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採

決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和6年矢巾町議会定例会10月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員